

② 各種資格

技術士第一次試験（技術士補になるための国家試験）

JABEE 認定 3 学科の卒業生は技術士第 1 次試験が免除されて「修習技術者」と認められ、登録をすれば「技術士補」となります。また、その他学科の卒業生は試験科目のうち「共通科目」の試験が免除されます。

修得技術者になり 4 年間の実務経験を積むと、技術士となるための技術士第二次試験を受けることができます。この 4 年間には、大学院に在学した期間のうち 2 年を上限として算入することができます。（主務官庁 文部科学省）

安全管理者（労働安全衛生規則第 5 条）

工学部卒業生で 3 年以上産業安全の実務経験がある者は、安全管理者に就任できます。（主務官庁 厚生労働省）

エネルギー管理士（エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第 2・5 条）

機械系・電気系卒業生は燃料等の使用の合理化・電気の使用の合理化に関する実務に 3 年以上従事後、エネルギー管理研修を受けて熱管理士免状、電気管理士免状を受けることができます。（主務官庁 経済産業省）

ボイラー取扱主任者（ボイラーおよび圧力容器安全規則第 101 条）

卒業生で在学中にボイラーに関する学科を修得した者で、卒業後ボイラーの取扱いについて 2 年以上の実地研修を経た者は、特級ボイラー技士試験を受験できます。

また 1 年以上の実地研修を経た者は、一級ボイラー技士試験を受験できます。

（主務官庁 厚生労働省）

危険物取扱者（消防法第 13 条の 3）

下記に該当する者は、甲種危険物取扱者試験を受験できます。

①化学に関する学科を卒業した者

②化学に関する授業科目を通算して 15 単位以上履修した者

（主務官庁 各都道府県）

毒物劇物取扱責任者（毒物及び劇物取締法第 8 条）

物質応用化学科の卒業生は、毒物劇物取扱責任者に就任できます。（主務官庁 厚生労働省）

電気主任技術者（電気事業主任技術者資格検定規則第 7 条の 2）

電気電子工学科の卒業生で在学中に下記単位を修得した者は、実務経験年数により電気主任技術者の資格が申請により得られます。資格認定に必要な科目及び単位数は以下のとおりです。（主務官庁 経済産業省）

授 業 科 目	必要単位数
◎電磁気学Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ ◎電子計測 電子物性工学Ⅱ	◎電気回路学ⅠA，ⅠB，Ⅱ，Ⅲ 電子回路学Ⅰ，ⅡA，ⅡB 17 単位以上
◎電力系統工学Ⅰ ◎電気電子材料学 電力系統工学Ⅱ	◎電力発生工学 ◎電気法規・施設管理 8 単位以上
◎電気機器学Ⅰ，Ⅱ ◎パワーエレクトロニクス 電気電子通信工学入門Ⅱ 論理回路	◎制御工学Ⅰ，Ⅱ 半導体工学 情報理論 通信工学 10 単位以上
◎電気電子工学実験Ⅰ，Ⅱ，Ⅲ	6 単位
◎電気設計学	2 単位

◎印：必ず履修しなければならない科目

安全衛生特別教育（産業用ロボットの教示等の業務に係わる安全衛生）修了認定

（安全衛生教育規程第18条に準拠した教育）

システム工学科の学生で、在学中に所定の単位を修得した者は、安全衛生教育を修了したことが認定されます。（主務官庁 厚生労働省）

(3) 試験及び評価方法等

① 厳格な成績評価について

- 1) 成績評価は授業の教育目標に対する学習者の到達度を見るものであり、教育目標と成績評価の方法はシラバスに明記する。
- 2) 成績評価は授業の形態（講義，実験・実習，ガイダンス科目等）に対応した適切な評価方法を採用する。評価方法としては，期末試験，中間試験，授業時間中の小テスト，レポート，受講態度等を考慮し総合的に行う。
- 3) 講義中心の科目以外のもの（実験・実習，ガイダンス科目，創成科目等）においては，学力と同時に科目の特徴に応じて評価する項目（例えば，自主性，創造性，表現力，指導力，協調性，洞察力，理解力，分析力，実行力，企画力等）があればシラバスに明記する。
- 4) 同一科目を複数の教員が担当する場合には，評価の基準と方法の統一を図り，担当教員相互による評価の差が生じないように努める。
- 5) 担当教員は，成績評価に対する学生の質問，疑問に対しては，適切に対応するものとする。

② 試験について

成績評価のため，各期ごとに期末試験を行います。しかし，授業科目によっては，レポート等の提出をもって試験に代えることがあります。また，期末試験以外に試験その他の考査を行うこともあります。詳細は，シラバス及び授業担当教員の指示に従ってください。

- 1) 定期試験の試験科目・日時・その他必要な事項は，その都度掲示又は担当教員によって指示されます。
- 2) 受験延期を希望する者は，次のとおり願出で許可を得なければなりません。
ただし，追試験実施等の有無は，授業担当教員の判断によります。

科目区分	提出書類	提出場所	添付書類	提出日
教養教育科目	受験延期願	学務部学務企画課教務第二係 (一般教育棟内)	診断書 (病気・負傷の場合)	試験の前日まで (ただし，突発事故の場合はこの限りではない。)
専門教育科目	欠席届	学務課工学部担当	理由書 (その他の場合)	